

京 都 大 学 本 部 事 務 分 掌 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(研究推進課)</p> <p>第 8 条 研究推進課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 研究推進事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。</p> <p>(2) 研修員、内地研究員等に関すること（国際交流課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(3) 科学研究費補助金その他補助金の受入れ等に関すること（競争的資金サポートセンターの所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(4) 21世紀COEプログラム、科学技術振興調整費その他各種公募プロジェクトに関すること（競争的資金サポートセンターの所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(5) 寄附金の受入れに関すること。</p> <p>(6) 核燃料物質等に関すること。</p> <p>(7) その他研究推進に関する事務で<u>産学官連携課</u>及び競争的資金サポートセンターの所掌に属しない事務を処理すること。</p>	<p>(研究推進課)</p> <p>第 8 条</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>(7) その他研究推進に関する事務で<u>産官学連携課</u>及び競争的資金サポートセンターの所掌に属しない事務を処理すること。</p>
<p>(産学官連携課)</p> <p>第 9 条 <u>産学官連携課</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>産学官連携事務</u>に関し、総括し、及び連絡調整すること。</p> <p>(2) 受託研究及び民間等との共同研究の受入れに関すること。</p> <p>(3) 発明、特許権等の知的財産に関すること。</p> <p>(4) 産官学連携本部に関すること。</p> <p>(5) その他<u>産学官連携</u>に関する事務で他に属しないこと。</p>	<p>(産官学連携課)</p> <p>第 9 条 <u>産官学連携課</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>産官学連携事務</u>に関し、総括し、及び連絡調整すること。</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5) <u>産官学連携センター</u>に関すること。</p> <p>(6) その他<u>産官学連携</u>に関する事務で他に属しないこと。</p>
<p>(中 略)</p> <p>(財務企画課)</p> <p>第 1 8 条 <u>財務企画課</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 会計事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。</p> <p>(2) <u>財務に係る企画立案</u>に関すること。</p> <p>(3) <u>概算要求</u>に関すること。</p> <p>(4) <u>予算</u>に関すること。</p> <p>(5) <u>資金運用</u>に関すること。</p> <p>(6) その他<u>会計</u>に関する事務で<u>財務戦略・分析課</u>、<u>出納事務センター</u>及び<u>契約・資産事務センター</u>の所掌に属しない事務を処理すること。</p>	<p>(財務課)</p> <p>第 1 8 条 <u>財務課</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5) その他<u>会計</u>に関する事務で<u>監理課</u>、<u>出納事務センター</u>及び<u>契約・資産事務センター</u>の所掌に属しない事務を処理すること。</p>

改 正 前	改 正 後
<p><u>(財務戦略・分析課)</u></p> <p>第19条 <u>財務戦略・分析課</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>決算</u>に関すること。 (2) <u>財務諸表等の作成</u>に関すること。 (3) <u>財務に係る調査及び分析</u>に関すること。 (中 略) (契約・資産事務センター)</p> <p>第33条 <u>契約・資産事務センター</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>特定調達契約及び一括契約</u>に関すること。 (2) <u>旅費及び謝金の支給</u>に関すること。 (3) <u>固定資産の管理</u>に関すること。 (4) <u>宿舎等</u>に関すること。 (5) <u>学内警備及び防火</u>に関すること。</p> <p>(後 略)</p>	<p><u>(監理課)</u></p> <p>第19条 <u>監理課</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>財務関係規程</u>に関すること。 (2) <u>部局における財務管理の状況把握</u>に関すること。 (3) } (同 左) (4) }</p> <p>(契約・資産事務センター)</p> <p>第33条 <u>契約・資産事務センター</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) } (同 左) (2) }</p> <p>(3) <u>固定資産の管理及び活用</u>に関すること。 (4) } (同 左) (5) }</p> <p>(6) <u>本部における予算及び経理の事務</u>に関すること。</p> <p><u>附 則</u> この規程は、平成20年4月18日から施行し、平成20年4月1日から適用する。</p>